

## 新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 とん税法関係</p> <p>（<u>登記事項証明書の取扱い</u>）</p> <p>4-5 令第 1 条第 2 項《船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類》<u>に規定する法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、会社法第 933 条の規定により登記した本邦における主たる営業所の登記事項証明書）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 とん税法関係</p> <p>（<u>外国法人の登記事項証明書</u>）</p> <p>4-5 令第 1 条第 2 項《船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類》<u>の規定により申請書に添付すべき法人の登記事項証明書は、外国法人にあつては、会社法第 933 条の規定により登記した本邦における主たる営業所の登記事項証明書とする。</u></p>